

外国 PEPs に該当しないことの確約に関する同意書

株式会社 COOL 御中

私は、貴社のサービス会員登録に際し、下記に記載された「外国 PEPs」に該当しないことを確約いたします。また、私は、自身が外国 PEPs に該当することとなった場合、または該当するおそれが生じた場合には、貴社に対して直ちに当該事項を報告いたします。

もし本確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または事後に自身が外国 PEPs に該当することになった場合には、私は、貴社が、サービス利用の制限または利用停止/閉鎖を行うことについて、異議なく承諾いたします。

【外国 PEPs について】

PEPs とは、Politically Exposed Persons（重要な公的地位を有する者）を指し、外国 PEPs とは、以下に該当する職にある方を指します。（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 15 条）

- ① 外国の元首
- ② 外国において下記の職にある者
 - a 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
 - b 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
 - c 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - d 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - e 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
 - f 中央銀行の役員
 - g 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 過去に①又は②であった者
- ④ ①～③の家族(配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この④において同じ）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう)
- ⑤ ①～④が実質的支配者である法人

制定日：2019 年 07 月 01 日